

いじめ防止対策委員会

札幌市立上野幌小学校

1. 基本方針

- (1) いじめは、児童同士の関係の中で常に起こりうる現象である。また児童を取り巻く環境のいかんによっては、その影響を受けながら、より深刻な状況につながる危険性を常にはらんでいる。我々全職員は、自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題であるとの共通の認識をもつための情報提供を進める。
- (2) いじめのとらえ方、いじめの背景、いじめの特質、いじめの様相、いじめに対する基本的認識について、全職員で共通理解を図ると共に、常に新たな状況に対応すべく、目の前の児童理解の在り方についての研鑽のための場や資料を提供する。

2. 重点

- (1) 児童の生活の実態把握と見直しについての検討
 - ・いじめ対策に関わる年間計画作成
 - ・学級での日常生活、行事での活動、児童会活動での姿、授業中、休み時間の児童把握の検討
- (2) いじめを生まない教育活動の推進
 - ・いじめの問題を児童自身の力で解決していく力の育成
(本校の実態に合致した一人一人の児童の健全育成・集団の育成の在り方の検討)
 - ・**掲示物を通しての啓発や環境づくり**
 - ・**児童会との連携による運動の推進(「なかよしキャンペーン」)**
 - ・**人権教育との連携(法務局からの資料の活用)**
- (3) 心の教育の充実・生活指導の体制・教育相談の体制の充実
 - ・道徳教育の推進
 - ・いじめの兆しを発見し未然に防ぐ職員の意識とアンテナ(「かみっ子生活ふりかえり」の活用)
 - ・複数の目で見守る、温かな声の掛け合い
- (4) いじめ問題への対策のための家庭・地域・関係機関との連携
 - ・**掲示物やお便り等を通しての啓発や家庭や地域との連携づくり**
 - ・学校と家庭の互いの信頼関係と提携
 - ・第三者機関との連携を通し、客観的なサポートの導入

3. 業務推進について

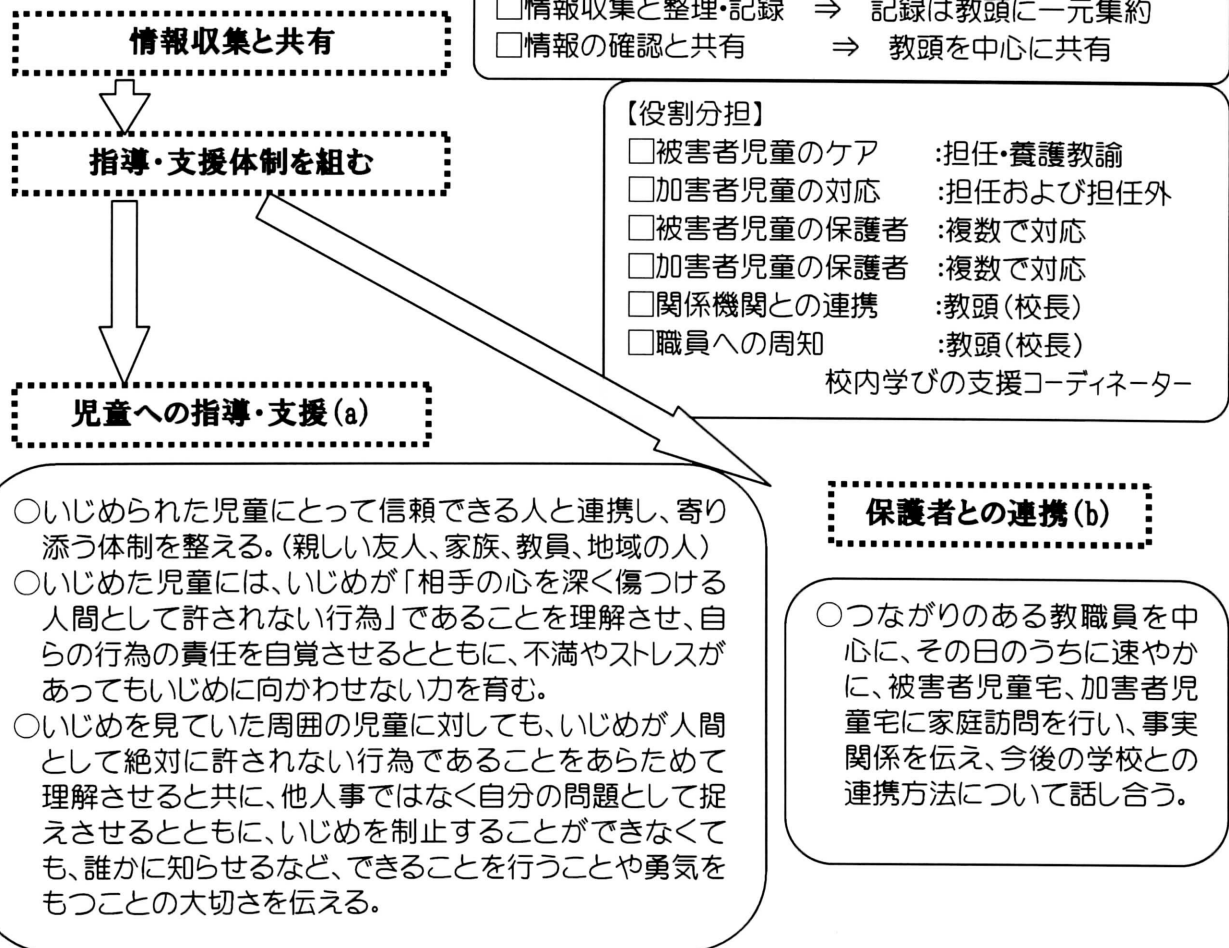
- ・学年学級経営交流などを通して情報交換を行う。
- ・いじめ予防のため「かみっ子生活ふりかえり」などに書かれたメッセージや兆候を把握する。
- ・いじめは断じて許さないとの共通理解で指導に当たるとともに、不穏な兆候の背景に潜む課題を把握し予防策を考える。

【問題となるケースが発生した際の具体的な取組】 上野幌小学校

1 いじめ防止対策委員会の対応

■対策委員…教頭、教務主任、校内学びの支援コーディネーター、
スクールカウンセラー、該当学年の担任、養護教諭、担任外

■取組の具体



【問題となるケース発生後の再発防止の対応】

- ◇ 週、あるいは隔週ごとに被害児童「その後」の様子や被害児童を中心とした関係の様子を見とったり聞き取ったりして、状況の把握を行う。問題となるケースの改善に疑いのある場合は、被害児童だけでなく、加害児童(また適宜、関係する周辺の児童)にも声かけを行う。
- ◇ 把握した状況については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、家庭での見取りなどの継続を依頼し、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認する。

【問題となるケース発生後の全体的な指導の重点化と見直し】

- ◇ 再度発生することのないように、校内での人間関係が、互いに「認める 認められる 認め合う」ものとなるよう関係の集団づくりを更に推し進め「いじめの未然防止の具体的な取組」を一層共に、取組の見直しや工夫を図る。